

## スクールロイヤー相談業務委託料

学校教育部 学校教育課

### 1 委託料の内容

子どもをめぐる課題への対応に関して、「子どもの最善の利益」に基づいて法的な観点から子どもの権利を守るために必要な指導、助言を得るために、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤーとして配置し、学校園が家庭や関係機関と連携して子どもにより適切な支援が行えるよう体制を整備するとともに、教職員の事案対応能力の向上を目指しています。

### 2 業務内容

- ・市立学校園における子どもをめぐる課題に係る法的諸問題に関する助言及び指導
- ・専門職との連携を踏まえた子どもをめぐる課題への対応
- ・法的諸問題に関する研修の実施

### 3 活動実績

#### ①学校・教育委員会における法的相談

令和4年度 相談回数 31回 (令和5年2月末時点)

#### ②多職種連携

学校における子どもをめぐる課題についての会議の中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった他の専門職と連携協働を行い、学校への指導・助言を行いました。

#### ③出前授業

スクールロイヤーが児童生徒を対象とし、いじめ問題や子どもの権利等について直接授業を行い、いじめ問題等に対する子どもの理解を深めました。